

○早島町障害児(者)移動支援事業実施要綱

(平成 18 年 10 月 1 日要綱第 15 号)

改正 平成 22 年 10 月 12 日要綱第 16 号 平成 28 年 4 月 1 日要綱第 17 号

(目的)

第 1 条 屋外での移動が困難な障害児(者)について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(事業の内容)

第 2 条 移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出についての移動を個別支援するものとする。

(事業の委託)

第 3 条 町長は、これまでに支援費制度での移動介護サービス又は、自立支援法における居宅介護などの個別給付サービス提供を行う指定事業者等この事業が適切に行われると認められる事業者に委託して実施するものとする。

(対象者)

第 4 条 外出時に移動の支援が必要と認められる障害児(者)とする。

(申請)

第 5 条 この事業を利用しようとする者は、早島町障害児(者)地域生活支援事業利用申請書を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき利用の要否等を決定するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、緊急を要すると認めた場合は、電話等により申請できるものとする。この場合において、申請者は、速やかに第 1 項に規定する手続きを行わなければならない。

(移動支援の内容及び支給量等の決定)

第 6 条 移動支援の内容は、身体介護を伴う移動支援及び身体介護を伴わない移動支援とし、内容及び支給量等については、町長が対象者の意向及び心身の状況等を勘案して決定するものとする。

(費用)

第 7 条 この事業に要する経費は、次のとおりとする。

(1) 身体介護を伴う場合の費用

1 時間未満 2,500 円

以後 30 分ごとに 1,000 円を加算

(2) 身体介護を伴わない場合の費用

1 時間未満 1,500 円

以後 30 分ごとに 750 円を加算

(3) 早朝・夜間加算

早朝帯(6:00~8:00)及び夜間帯(18:00~22:00)に従事した場合は、100 分の 25 を加算

2 町長は、前項に規定する費用の 100 分の 90 (当該申請を行う障害者及び当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税非課税である者(以下、「市町村民税非課税者」という。))又は生活保護受給者であるときは、100 分の 100) を実施事業者に支払うものとする。

3 実施事業者は、前項の規定による費用の請求は事業を実施した月の翌月 10 日までに町長に提出するものとする。

4 町長は、前項の請求があったときは、請求のあった月の末日までに支払うものとする。

(利用料)

第 8 条 事業を利用する者は、前条第 1 項に規定する費用の 100 分の 10 を事業の実施者に支払うものとする。ただし、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯に属する者にあつては、利用料は徴しないものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 10 月 12 日要綱第 16 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 22 年 7 月 1 日以降に利用申請のあったものから適用する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日要綱第 17 号)

この要綱は、公布の日から施行する。